

○国民保護法の適正な施行に係る毒劇薬の取扱所の把握について

(平成17年7月27日)

(／薬食総発第0727004号／薬食審査発第0727001号／薬食安発第0727001号／)
(各都道府県薬務主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局総務課長・厚生労働省医薬食品局審査
管理課長・厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)においては、武力攻撃事態等において武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項が定められ、国民保護法に基づき策定された「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月閣議決定)においては、国民保護法に基づく諸措置を的確かつ迅速に実施するため、国と都道府県とが相互に緊密な連絡を取りつつ、毒薬又は劇薬(以下「毒劇薬」という。)の取扱所を含む生活関連等施設を把握すること等が定められている。

については、国民保護法の適正な施行のため、貴職所管の毒劇薬の取扱所の把握をお願いする。

なお、消防庁より毒劇薬の取扱所に係る安全確保の留意点が本年中に通知される予定であることを申し添える。

記

第1 国民保護法に規定する毒劇薬の取扱所の範囲

1. 薬局
2. 医薬品の販売業の店舗
3. 医薬品の製造業の製造所
4. 医薬品の製造販売業の主たる機能を有する事務所

上記に掲げる施設は、毒劇薬を取り扱う可能性を有することから、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第28条第8号に規定する毒劇薬の取扱所とする。

第2 毒劇薬の取扱所の把握方法等

「国民の保護に関する基本指針」においては、毒劇薬の取扱所を含む生活関連等施設を把握するものとされているが、その把握については、記の第1に掲げる施設に係る許可台帳の適切な管理によって代えることができる。

なお、政令市又は特別区にある一般販売業、特例販売業に関しては、政令市又は特別区において、許可台帳を管理していることから、当職から政令市又は特別区に対し別添のとおり通知し、許可台帳の適切な管理と都道府県との連携を図るよう、お願いをしたので、貴職において、政令市又は特別区とも平時から情報交換を行い、許可台帳を用いた毒劇薬の取扱所の把握に努められたい。

また、当該台帳を活用して当該取扱所とも平時から情報交換を行い、「国民の保護に関する基本方針」や前述の安全確保の留意点等の周知に努めるとともに、武力攻撃事態等の際には、速やかに安全確保措置を講じるよう指導されたい。